

資料 1

新型コロナウイルス感染症軽症者における宿泊施設対応マニュアル

[令和2年6月3日修正版]

[令和2年7月22日修正版]

宿泊療養の概要

- 出務医は看護師とともに入所者の健康管理、経過観察にあたります。
- 入所者と直接対面することはありません。
- 出務医は京都市急病診療所の登録医として出務します。
- 出務医は毎日2時にホテルへ行き、看護師からの報告を受けます。
- 看護師は交替で24時間常駐します。
- 看護師は1日2回入所者の健康チェックを行います。
- 出務医は入所者に異常はないか、症状が悪化する可能性はないかを確認します。
- 出務医は京都府の退所基準に照らして、概ねの退所日を決定し、入所者に伝えます。
- 看護師からの報告に基づき、必要に応じてタブレット端末などを用いて、直接入所者の健康状態を確認します。
- 日常的な健康管理を超えて薬剤の処方が必要と判断した場合は、その時点から保険診療として取り扱い、カルテを作成します。
- 症状の悪化が認められるときは看護師と相談の上、入院医療コントロールセンターへ報告します。
- 夜間の急変対応を極力なくすために早めの入院指示をお願いします（あんしん病院のように）。
- 夜間急変時は看護師から入院医療コントロールセンターへ連絡し、入院先、搬送の手配は入院医療コントロールセンターが行います。

新型コロナウイルス感染症軽症者に係るフォローアップについて

1. 対象者

帰国者・接触者外来等で検査を実施した医師が軽症と判断した者のうち、重症化のおそれが高い者（※）に該当せず、医師が入院の必要がないと判断した者。

※重症化のおそれが高い者

- ①高齢者（70歳以上）
- ②基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等）
- ③免疫不全状態である者
- ④妊娠している者

(1) 自宅療養

- ・無症状（接触者健診で陽性判明）。
- ・概ね60歳未満。
- ・生活面で自立（概ね中学生以上）。
- ・見守りできる同居者がおり、自宅内で感染拡大防止策が実施可能。

(2) 宿泊療養

- ・上記以外。
- ・同居者に重症化のおそれが高い者（※）に掲げる者がいる場合は、宿泊療養を優先して調整。

2. 療養者の健康管理

(1) 療養中

- ・入所者は入所時に SpO₂ を測定。個人記録の上部余白に入所前の経過（病院または自宅）が記載されている。バイタルサイン、症状についてはLINEトークで毎日送信。必要に応じて SpO₂ を測定する。
- ・看護師はタブレット端末又は電話により入所者の健康状態を確認し、出務医と情報共有する。
- ・出務医は概ね2時を目途に宿泊施設に訪問し、詰所にて入所者の状況を確認する。
- ・出務医は看護師から入所者の情報について報告を受け、必要に応じてタブレット端末等を使用して直接入所者の健康状態を確認する。
- ・日常的な健康管理を超えて薬剤の処方が必要と判断した場合、その時点から保険診療として取り扱い、カルテを作成する。保険請求は電話初診となる。電話初診の場合は向精神薬や麻薬の処方は禁止されている。

※2 度目以降の診療についても、「過去のカルテ等により、基礎疾患の情報が把握・確認できない場合」に該当するため、処方日数は7日限り。

麻薬、向精神薬および抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤などの「ハイリスク薬」は処方できない。

- ・ 宿泊施設で投薬する際は院外処方となり、処方箋は京都市急病診療所の登録医として発行する。処方箋の備考欄に「Cov 宿泊」と記載する。処方箋は看護師が薬局にFAX送信し、薬局が宿泊施設に届ける。必要に応じて、薬剤師がタブレット端末を使用して服薬指導を行う。
- ・ かかりつけ医がいる場合は、可能な限り、かかりつけ医にも相談する。
- ・ かかりつけ医へ診療情報提供書を提出する必要があることがある。
- ・ かかりつけ医に投薬を依頼する場合は、電話で入所者を診察していただき、かかりつけ医から処方箋を宿泊施設へFAX送信していただき、電話再診と処方箋料を保険請求いただく。保険請求におけるレセプトの記載方法等については、事務局から説明する。処方箋の備考欄に「Cov 宿泊」と記載いただく。

(2) 病状悪化時の対応（医師不在の場合）

- ・ 入所者は発熱等病状が悪化していることを自覚した場合、速やかに看護師に伝える。
- ・ 看護師は入所者の健康状態を確認し、病状悪化等の急変が認められるときには、原則として入院医療コントロールセンターに伝え、指示を受ける。
- ・ 投薬が必要な場合は、ホテルに常備している市販薬（医師の指示がなくても服用できるもの）で対応する。

3. 療養解除（退所等）の考え方

- ・ 京都府の退所基準に照らして、概ねの退所日を決定し、入所者に伝える。
- ・ 有症状者の場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に退所可能。
- ・ 無症状者の場合は、検体採取日から10日間経過した場合に退所可能。